



県企画部統計課工業統計班
電話〇四五(二一〇)三三二二

問合せ先

原材料使用額等

従業者数、製造品出荷額、

調査内容

調査をお願する製造事業所には、本年十二月中旬から来年一月にかけて知事が命じた統計調査員が調査票を持って伺いますので、お忙しい時期で恐縮ですが、調査にご協力いただくようお願いいたします。なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計法に基づき統計作成以外の目的には一切使用されませんので、正確にご記入をお願いいたします。

製造事業所のみなさまへ
工業統計調査にご協力を

経済産業省では、工業統計調査を平成十七年十二月三十一日現在で実施します。調査は製造業を営むすべての事業所を対象に、製造業の活動状態を明らかにするためにまいります。

国民生活金融公庫の事業資金及び国の教育ローン ご相談受付中

国民生活金融公庫小田原支店ではただ今、年末の資金需要期に向かって、事業資金融資及び「国の教育ローン」のご相談を承っております。

事業資金については、年末商戦に備えた商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や、店舗改装、機械購入等の設備資金にご利用いただけます。

また、「国の教育ローン」については、大学・高校等に入学・在学される方の保護者の方にご利用いただけます。なお、金利は固定金利で下記の通りご利用しやすくなっております。

主な融資制度	事業資金		国の教育ローン
	国の事業ローン(普通貸付)	新企業育成資金	
ご融資額	4,800万円以内	7,200万円以内	学生1人当たり200万円以内
ご返済期間	運転資金 5年以内	運転資金 5年以内	10年以内
	設備資金 10年以内	設備資金 15年以内	
金利	年 1.55% ~	年 0.65% ~	年 1.65%

*この他にもお使いみちに応じた特別貸付がございます。
*利率は平成17年9月9日現在のもので、
*第三者の保証人様を不要とする融資制度もございます。

お問合せ先 国民生活金融公庫小田原支店 融資相談係 TEL 0465-23-3175
「教育ローン」専用お問合せ先 教育ローンコールセンター TEL 0570-008656

新規加入会員のご紹介

平成17年1月~8月(敬称略)

事業所名	業種	代表者名	住所
(有)木村林業	林業	木村 章二	小田原市飯田岡
(株)ベスパコート	塗料研究製造販売	関 浩貴	山北町向原
飯田塾	学習塾	飯田 恒夫	山北町神縄
ハマセイ(株)	菓子製造小売業	福田 幸男	山北町中川
(株)ヨネザワジーケイ山北営業所	イベント企画等	品地 潤一	山北町川西
ファミリーマート高橋大口橋店	コンビニ	高橋 浩	南足柄市怒田
民宿 篝沢荘	簡易宿泊業	佐藤 昌司	山北町中川
HIRANO・サイディング	外壁工事業	平野 文雄	山北町向原
K'z craft	ナイフ・レザークラフト等製造	桑田 一宏	山北町皆瀬川

商工会の現況	
平成17年11月1日現在	
会員数	412
商業部会	149
工業部会	60
建設業部会	133
観光部会	42
その他	28

創業・経営革新を支援する シニアアドバイザー事業

神奈川県商工会連合会・商工会では創業を目指す方、経営革新に取り組む中小企業の皆様方の支援を拡充させるため、シニアアドバイザー事業を始めました。

- 専門家派遣 ... 専門家等を派遣し、創業や経営革新計画の承認を目指す中小企業の皆様を実践的・具体的に支援します。
- 窓口相談 ... 相談会を開催し、各分野の専門家等が皆様のご相談に応じ助言します。
- セミナー開催 ... 創業や経営革新に関するセミナーを開催します。

こんな時ご利用ください	創業の夢を実現したい	新しいサービスに取り組みたい
	経営の向上を図りたい	将来の事業計画を作成したい
	新分野に進出したい	経営革新に取り組みたい

専門家派遣の特徴

県内の商工会地域の中小企業者が対象です。経験豊富な専門家(嘲笑企業診断士等)が直接訪問し、実践的・具体的に支援します。経営革新計画の承認を目指す事業所は、最大5日間の利用が可能です。創業・その他の内容については相談の上日数を決定します。中小企業新事業活動促進法に基づく公的支援事業なので、費用は一切無料、内容は外部に公表しません。

お問合せは山北町商工会まで

改正高年齢者雇用安定法について

この法律の改正の背景には、少子高齢化の急速な進展(労働力人口の減少・2007年問題)と年金支給開始年齢の改正(65歳までの段階的支給年齢の引上げ)があげられます。

事業所に対し、65歳までの雇用確保を義務づける改正法が平成16年6月5日に成立し、同月11日に公布されました。改正法の柱は、65歳までの継続雇用の義務化、高年齢者の再就職の促進、シルバー人材センターの業務の特例、等で改正法のうち、65歳までの雇用確保に係る部分は、平成18年4月1日施行とされています。そのため、事業所では今年度中に60歳以降65歳までの雇用確保措置について、継続雇用制度等を整備する必要があります。

高年齢者雇用確保措置としては、定年(65歳未満のものに限る)の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じなければなりません。

ただし、事業主は労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、の措置を講じたものとみなします。

平成18年度は62歳、平成19年度から平成21年度までは63歳、平成22年度から平成24年度までは64歳、平成25年度以降は65歳までと下記のような段階的引上げ措置がとられます。

高年齢者雇用確保措置		年金支給開始年齢	
年度	義務年齢	年齢	生年月日
平成18年度(H18.4.1~H19.3.31)	62	63	S21.4.2~S22.4.1
平成19年度(H19.4.1~H20.3.31)	63	64	S22.4.2~S23.4.1
平成20年度(H20.4.1~H21.3.31)			S23.4.2~S24.4.1
平成21年度(H21.4.1~H22.3.31)	64	65	S24.4.2~S25.4.1
平成22年度(H22.4.1~H23.3.31)			S25.4.2~S26.4.1
平成23年度(H23.4.1~H24.3.31)			S26.4.2~S27.4.1
平成24年度(H24.4.1~H25.3.31)			S27.4.2~S28.4.1
平成25年度(H25.4.1)~	65		S28.4.2~S29.4.1

詳しくは下記アドレスの厚生労働省ホームページをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html>